

あゆみ速報

原研労組中執ニュース

原子力平和利用三原則
—公開・民主・自主—を守ろう

日本原子力研究開発機構労働組合

〒319-1106 茨城県那珂郡東海村白方 2-4
Tel. 029 (282) 5413, 5414 Fax. 029 (284) 0568

6月期一時金要求書の提出と機構回答 2.25月!

6月5日(金)に原子力機構に対して「2020年6月期一時金について(要求書)」を提出し、同日に機構より回答が出されました。6月の一時金(ボーナス)の回答は「2.25月」となっております(参考:2019年6月は2.225月)。

それらの内容等について取り急ぎ、皆様にご報告いたします。今後、原子力機構と交渉を行っていく予定ですので、ご支援をよろしくお願いいたします。

71 原研労中 1-47号
2020年6月5日

日本原子力研究開発機構
理事長 児玉 敏雄 殿

日本原子力研究開発機構労働組合
中央執行委員長 花川 裕規

2020年6月期一時金について(要求書)

標記について下記のとおり要求する。現在、機構の新型コロナウイルス対応に多大な労力がかかっているものと思われる。そのため本要求書に関して、新型コロナウイルス対応に差し支えない範囲において、文書により誠意ある回答を行うこと。

また、同理由により、大人数を集めての長時間に渡る団体交渉は自粛するべきであると考えている。団体交渉については、テレビ会議等による開催、事前の文書による質疑応答などを活用することを検討し、安全面・衛生面において合理的な範囲で団体交渉を実施するよう要求する。

記

1. 我々、国立研究開発法人労働者には、労働三権が保証されており、すべての労働条件は労使の自主交渉で決定されるものである。貴職が、政府の干渉を排し、使用者として職員の処遇と家族の生活維持を真剣に考え、自主性を発揮した回答をするよう要求する。
2. 一時金の配算にあたっては、今までのような「役職手当を含む支給式」、「役職者への特別加算」、「職務別傾斜加算」など役職者層に非常に厚い配算を改め、全職員同一算式で支給す

原研労組ご加入し、労働条件の改善と働きがいある職場をともにめざしましょう。(内線 Tel. 81-5413, 81-5414)

URL <http://orange.zero.jp/genkenrouso.wing/> E-mail genkenrouso@muse.ocn.ne.jp

るよう強く要求する。加えて、8級、9級を含む全職員の一時金原資に関する基礎データを提示するよう要求する。

また、エリア勤務制度により給与の減額措置を適用されているものに対しても、削減なしの支給を要求する。臨時用員及び定年後再雇用嘱託については、処遇自体が低く押さえられている現状を考慮し、大幅な増額を強く要求する。

3. 支給式を以下のとおり要求する。単位は円とする。

- 職員 : 本給額×3.2+10,000F+55,000
 臨時用員 : (141,000+6,000N)×3.2+10,000F+55,000
 定年後再雇用嘱託常勤 : (報酬月額+地域調整手当)×2.8
 定年後再雇用嘱託非常勤 : (報酬月額+地域調整手当)×1.0

ただし、エリア勤務制度による本給減額対象者においても本給額は削減しないこと。

F : 家族手当の支給対象者およびこれを除く税法上の扶養家族の合計数

N : 勤続年数

4. 一時金の期間率を以下のように改善するよう要求する。

(1) 欠勤者の期間率

欠勤日数	期間率
20日以上、30日未満	1.00
30日以上、50日未満	0.97
50日以上、70日未満	0.93
70日以上、90日未満	0.89
90日以上	0.85

(2) 中途採用者及び退職者の期間率

中途採用者	退職者	期間率
12月1日以前の採用者		1.00
12月1日を除く 12月中の採用者	5月中の退職者	0.95
1月中の採用者	4月中の退職者	0.87
2月中の採用者	3月中の退職者	0.79
3月中の採用者	2月中の退職者	0.70
4月中の採用者	1月中の退職者	0.55
5月中の採用者	12月中の退職者	0.40

(3) 死亡退職者の期間率

死亡退職者については、原研労組の要求する退職者の期間率に準ずること。

5. 育児休業者の一時金における支給対象在職期間及び期間率

(1) 一時金の支給対象在職期間は、2019年12月2日から2020年6月1日とすること。

- (2) 支給対象在職期間の全期間を休業しているものについては、育児休業期間の2分の1を勤務しているものとして支給すること。
- (3) 一時金の期間率は、育児休業期間の2分の1と勤務実績を合算して得られる日数により下表のとおりとすること。

育児休業期間の2分の1と勤務実績を合算して得られる日数	期間率
120日未満	0.90
120日以上、150日未満	0.94
150日以上、164日未満	0.98
164日以上	1.00

6. 一時金の支払日は、6月12日とすること。

以上

(以下に原子力機構の回答を掲載いたします。)

令和2年6月期末手当について

(1) 支給額

基準内給与月額に2.25を乗じ勤務実績を勘案した額及び職務段階に応じ加算する額に期間率を乗じた額（基準額）とする。

※1 基準内給与月額；

本給、法定主任者手当、扶養手当、研究手当、初任給調整手当、地域調整手当及び給与制度の総合的見直しの経過措置額の合計額

※2 支給月数（2.25）について

令和元年の人事院勧告にて令和2年以降の期末・勤勉手当については、支給月数を6月・12月期で均等配分するとされている。機構として検討した結果、均等配分することとし、今回の支給月数（2.25）はそれを踏まえた月数である。

(2) 期間率

従来どおりとする。

(3) 支給日

令和2年6月23日までに協定が成立した場合、令和元年6月30日とする。

（誤記：令和元年⇒令和2年）

以上